

2022年1月

専守防衛と日米同盟のジレンマ

柳澤協二 新外交イニシアティブ(ND)評議員 元内閣官房副長官補

専守防衛とは何か

1945年、日本は、米国を中核とする連合国に 降伏し、米軍の占領統治のもとで武装解除され た。占領軍司令部が起草した新たな日本の憲法 は、天皇に変わって国民を主権者と定め、基本 的人権の尊重を政府に求めるとともに、国家の 権利としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の 戦力の保持を禁止するものであった。戦争によ る被害と共に、物資の欠乏と自由の制約に苦し んでいた日本の国民は、これを歓迎した。

憲法9条が定める戦争の放棄は、日本人の反 戦的性向の象徴として、日本政治の基本的方向 性を規制するものとなった。同時に、冷戦という 現実の中で、日本は、自らの安全保障を米国に 依存することになる。そして、日本が経済成長を 遂げ国力を増大させるとともに、米国は70年代 から、日本に独自の防衛力増強を求めるように なる。

こうして、日本の防衛論議は、米国との協調と 憲法の反戦条項との矛盾をいかに整合させる かを焦点に議論されることになった。

専守防衛という語は、1970年代以降、日本の 防衛の基本姿勢として、「侵略があれば武力で 抵抗するが、自ら他国に脅威を与えることはな い」という抑制的な姿勢を示すものとして使わ れている。これは、自衛隊が、「国際紛争を解決 する手段としての武力の行使と武力による威嚇 を禁止する」日本国憲法9条に反しないための 基準であった。同時に、「核を持たず、作ら ず、持ち込ませない」という1967年の非核三原則 とあいまって「他国に軍事的脅威を与えるような 軍事大国にならない」という日本の安全保障政策 における国内コンセンサスの土台を形成するもの であった。

具体的には、次のような形で自衛隊の運用や兵 器体系の指針となってきた。

- ①他国からの侵略が生起し、又は切迫しているときに限って自衛権を行使し、侵略を排除するために必要な限度にとどめること。
- ②ICBM、戦略爆撃機、攻撃型空母のように他国 に壊滅的打撃を与える兵器は持たない。
- ③有事における米国との共同防衛について、攻勢 作戦は米軍が行い、自衛隊は、米軍基地を含 む日本本土と周辺海域での防衛的作戦を行う こと。これは、米軍の「槍」と自衛隊の「盾」の役 割分担とも言われていた。

70年代の日本は、極東における米ソ対峙の最前 線として、「核の傘」を含む米国の抑止力に依存す る一方、大国間の戦争に巻き込まれるリスクをで きるだけ避けようとしていた。専守防衛の政策は、 日米同盟の抑止力を維持しつつ、日本の役割を 国土防衛に限定することで、大国間の戦略的均衡 を複雑化させないことを考慮したものであった。

米国も、日本の防衛力の近代化を慫慂する一方 で、日本が独自の軍事的アクターとなることを望 んでいなかった。在日米軍は、ソ連を抑止して日 本に安心を与えると同時に、日本が軍事大国とな



るのを防ぐという二重の役割を担っていた。

日米同盟と専守防衛

日本政府が、日米安保条約に基づく日米関係 を「同盟」と呼ぶようになったのは、1980年代 である。それまで、過去の戦争と米国のベトナム 戦争への忌避感のため、「軍事同盟」を連想さ せる言葉を避けられてきた。

70年代末から軍事力近代化を進めるソ連に 対する脅威感が強まった。日本は、自ら「西側の 一員」と位置づけ、日本列島の3つの海峡と10 00浬のシーレーンにおいて、ソ連潜水艦を探 知・攻撃する能力の向上を目指した。

当時、日米の経済摩擦が政治的課題となって いた。日本はこれを深刻に受け止め、経済対立 よりも安全保障関係が優先されるべきことを示 すためにも、「日米同盟」という語を米国に対す るメッセージとして使う必要があった。

西太平洋シーレーン防衛によって自衛隊の役 割が地理的に拡大し、米国の軍事戦略を補完 する位置づけが明らかとなったが、日本政府は、 自衛隊の役割を防衛的作戦に限定し、「専守防 衛」を逸脱しないことを強調することで世論の同 意を求めた。

冷戦終結から新たな同盟協力へ

冷戦が終結し、1991年にソ連が崩壊すると、 防衛費削減を求める世論が高まった。日米同盟 も、ソ連という共通の脅威を失い、「漂流する時 代」と言われた。

91年の湾岸戦争では、日本は、憲法の制約の ため軍事的な貢献ができず、先進国として、国 際平和への貢献の必要性が認識された。日本 は、「憲法が禁止する武力行使」ではない枠組 みとして、国連PKOへの非戦闘部隊の派遣を 可能にする法律を作り、92年、カンボディアPK Oに自衛隊の工兵部隊を派遣する。

93年には、北朝鮮の核開発が明らかとなり、 冷戦的な大国対立とは異なる新たな環境におけ る日米同盟協力の必要性が認識された。

日米両国は、「日米同盟の再定義」の作業を行 い、97年、「日米同盟協力のための指針」を改定 する。従来の指針では、自衛隊と米軍の協力を日 本有事に限っていたが、新たな指針では、日本防 衛以外の作戦を行う米軍を支援することが可能 になった。ただし、自衛隊の活動は戦闘が行われ ない地域に限り、物資の輸送、情報支援、捜索救 難といった、戦闘を目的としないものに限定され ていた。自衛隊の行動が専守防衛の枠を越える ことはないと説明された。

911を経て、対テロ戦争に乗り出した米国は、 「有志連合」への参加を各国に求めた。日本は20 04年、イラクの戦後復興のために自衛隊を派遣 し、日米同盟は「かつてなく良好」(better than ever)と言われることになった。ただし、自衛隊の 活動は、道路補修などの民生事業に限定され、米 軍の掃討作戦とは切り離されていた。その「かつ てなく良好」な同盟は、「米国が料理を食べ、日本 とNATOが皿を洗う(米国が戦争して日本とNA TOが後始末をする)」という構図で成り立ってい た。

自衛隊の海外派遣では、今日まで一人の戦死 者・戦傷者も出しておらず、国民世論の過半数の 支持を得る要因となっている。

中国の台頭の中で

米国が対テロ戦争に集中する間、中国が米国の 優位を脅かす存在として浮上してきた。

米国が中東からの撤退を優先することで、「か ってなく良好」な同盟の構図が失われ、新たな同 盟漂流の時期を迎える。米国が中国との対話を 重視し、軍事費の削減を進めるなかで、日本に 「米国から守ってもらえない」心配が生まれた。日 本は、米国の再保証を求めるために、日米同盟強 化に積極的に乗り出すことになった。

2015年、日本は、安全保障関連法制を制定する。それは、以下の政策パッケージである。



- ①日本有事以外でも米軍を守る作戦を可能に するため、戦後日本が一貫して憲法に抵触す るとしてきた「集団的自衛権」を行使する。
- ②世界のホット・スポットとなる地域で米軍が軍事行動を行う場合に、日本が後方支援を行う。 これには、弾薬の提供や、作戦行動中の航空機への給油等を含む。
- ③自衛隊は、訓練や警戒監視などで、ともに行 動する米軍の艦艇・航空機を防護する。

これによって、自衛隊と米軍の作戦上の統合 が進むことになった。安全保障法制は、米国か ら「見捨てられる」心配をなくすために、米軍の 戦争に「巻き込まれる」という選択であった。自 衛隊の行動を米軍の戦闘と分離することで保た れてきた専守防衛は、有名無実となったが、自 衛隊自身が敵の領域を攻撃することまでは想 定されていない。

ミサイル軍拡競争の中で

専守防衛を崩壊させるもう一つの要因は、弾 道ミサイルである。弾道ミサイルは迎撃が困難 であるうえ、移動発射台に搭載され、すべてを 破壊することもできない。

日本では、敵のミサイル基地を攻撃する能力 を保有したいという願望があり、自衛隊の巡航 ミサイルの長射程化と高速滑空型弾道弾の開 発が始まった。政府は、正式な方針を決定して いないが、やがてこうした兵器が導入されるだ ろう。これは、専守防衛の終わりであると同時に、 先制攻撃の誘因を高め、戦略的安定性を損なう ことが懸念される。

中国は、米軍に対するA2AD能力の強化のた め、IRBMの開発・保有を続け、現在、グアムや 空母を攻撃可能なミサイルを含む1000発以上 を保有している。一方米国は、旧ソ連とのINF 条約に従って、この種のミサイルを持っていない。 このギャップが、西太平洋における米国の優位 を脅かす最大の要因となっている。米国は、新 たな中距離ミサイルを開発し、日本への配備を 計画している。

日本は、新たなミサイル軍拡競争の舞台になろ うとしている。だが、中距離ミサイルでは、日本と 中国がお互いの射程に入るが、米国本土は除外 されているため、日米の脅威認識のギャップが避 けられない。また、ミサイルの配備には住民の反 対が予想され、政治的ハードルが高い。

結語

米中対立の中で、抑止のための最適なプランが 見えない状況である。ミサイル軍拡を抑止の中核 にすれば、日本を巻き込むミサイル戦争のリスク を高めることになる。その恐怖の均衡が日本に とって最適な解と言えないことは明らかである。

日本には、専守防衛の意味を再評価すると共に、 対立を緩和する外交的出口を求める発想の転換 が必要である。専守防衛とは、「相手を武力で屈 服させることはしない。すなわち、戦争に勝たない 戦略」である。それによって、逆説的ではあるが、 近隣国が日本に対する恐怖心を持つことで戦争 をしかけようとする要因をなくすことを意図してい る。

一方、米国の抑止力とは、米国が報復する恐怖 心を与えることによって、潜在的敵国に戦争を思 いとどまらせることを意図している。

戦後の日本は、この両面を使い分けることを自 らの安全保障政策としてきた。今日、抑止に偏れ ば米中戦争に巻き込まれるリスクを高める時代で ある。日本の安全保障の再構築が問われている。

柳澤協二

新外交イニシアティブ(ND)評議員/元内閣官房 副長官補/国際地政学研究所理事長。1970年 東京大学法学部卒とともに防衛庁入庁、運用局 長、人事教育局長、官房長、防衛研究所長を歴任。 2004年から2009年まで、小泉・安倍・福田・麻 生政権のもとで内閣官房副長官補として安全保 障政策と危機管理を担当。